

法人コード	A018351
法人名	公益社団法人経営・労働協会

令和5年度事業計画書

—令和5年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて—
(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

1 事業計画

(1) 新型コロナウイルス感染防止のための入国規制の解除と正常化への動き

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、我が国において令和2年2月から実施された厳しい入国規制措置は同4年3月にほぼ解除され、技能実習生や特定技能外国人、留学生などの入国が再開されました。弊協会が受入れ予定だった技能実習生も在留資格認定証明書が交付されたものの査証が発給されず本国で待機していましたが順次入国することができました。しかし、国内における感染者数は同年8月に第7波により26万人と最大数を記録し技能実習生にも陽性者が相次ぎ、弊協会でも対応に追われました。その後国内コロナ感染状況も令和5年1月に第8波がありましたが次第に沈静化し、観光目的の短期滞在者の入国も令和4年10月からほぼ全面的に入国が認められることになり、同4年12月には約120万人の観光客が入国するなど正常化に向かっていきます。

以上の背景事情において、弊協会では技能実習生や特定技能外国人の受入拡充に努めましたが、技能実習生の新規受入れについてはコロナ禍の影響が残る中、既存の企業では受入れの動きは活発ではなく、また、既存受入れ企業などにおいて技能実習から特定技能へ切り替える動きや技能実習生がより良い賃金を求めて他企業(特定技能)へ転職し弊協会の監理から離れるケースが増加しました。

その結果、令和5年1月末日現在の技能実習生等(特定技能、特定活動を含む。)の受入れ数は179名と前年2月末(257名)に比較し78名と2年続けての大幅な減員となりました。

我が国における新型コロナウイルスの感染状況は、現時点(令和5年2月10日)では感染者数は日を追って減少しており、令和5年度の事業計画は、技能実習生や特定技能外国人の出入国手続きが正常化したことを前提として検討することとしました。

(2) 外国人技能実習事業

外国人技能実習事業は当協会における唯一の公益事業として認定されており、引き続き中核的事業として推進していく必要があります。上記(1)に記載したように、技能実習生の受入を縮小し特定技能への移行を検討する企業が散見されること、また、技能実習2号又は3号終了後により良い賃金を求めて他社へ転職し弊協会の監理から離れる技能実習生が

相次いでおり、受入れ人員の拡充には困難がありますが、新規受入れ企業の開拓に引き続き尽力すること、職業紹介事業の許可を活用し技能実習生又は特定技能外国人の紹介を既存企業に向けて実施すること、また、コロナ禍が終息に近づいたことで技能実習生の受入を積極的に検討する既存企業がみられ、次表のとおり技能実習生の受入は増員となる見通しとなっています。

実習生受入れ予測 (特定技能を含まず。)

	(A) R4年度末見込	(B) R5年度末	B－A
受入企業数	34社	32社	－2社
実習生受入人数	160名	186名	+26名

(3) 特定技能1号外国人支援事業

弊協会は令和2年12月に登録支援機関として登録し、令和3年から特定技能外国人支援事業に取り組んでおります。最近では技能実習生が2号又は3号終了後に特定技能1号に移行させて受入れを継続する企業が増加し、令和4年度1月末において15社43名について特定技能支援事業を実施しておりますが、令和5年度には特定技能制度の周知を更に徹底し、技能実習終了後の特定技能への移行を考慮する企業からの支援業務の受注を強化し、令和5年度末において16社55名を対象として特定技能外国人支援事業を実施します。

(4) 外国人建設就労者受入事業

制度自体が終了しました。最後の建設就労者は令和4年10月に在留期限満了。

(5) 教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業

当協会の主力事業である外国人技能実習事業及び特定技能外国人支援事業に経営資源を注力している関係から、教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業については休止の状態にあります。

2 収支予算

別添の令和5年度利益計画（正味財産増減計算予算案）をご参照ください。

3 資金調達計画

外部からの資金調達計画はありません。

4 設備投資の見込み

大規模な設備投資の計画はありません。

以上